

知的障害者更生施設サービス利用契約書

社会福祉法人あしたば会 吉井潤心学園

「知的障害者更生施設サービス利用契約書」

(以下「利用者」)と吉井潤心学園(以下「事業者」といいます。)は、事業者が入所を希望する利用者に対して提供する指定知的障害者更生施設サービス(以下「施設支援サービス」という。)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、知的障害者福祉法令及び障害者自立支援法の趣旨にしたがって、事業者が提供する施設支援サービスの内容を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに施設支援サービスが提供されることを目的とします。

(施設サービスの内容)

- 第2条** 事業者は、支援費対象サービスとして、別紙「重要事項説明書」に定める入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援、健康管理、相談及び援助等を行います。
- 2 事業者は、希望する入所利用者に対し食事を朝・昼・晩と3食提供するものとします。
 - 3 事業者は、支援費対象外サービスとして、予め利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者との合意に基づき、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供するものとします。
 - 4 事業者は、施設支援サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

- 第3条** この契約の期間は、平成 年 月 日から利用者の支援費支給決定期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

(施設支援サービス計画)

- 第4条** 事業者は、次の事項を施設の生活支援員に担当させるものとします。
- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえて、施設支援サービスの目標及び、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
 - (2) 施設サービス計画は、別紙『個別支援計画』に定めるとおりとします。
 - (3) 事業者は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者のニーズを見直し、6ヶ月に1回、もしくは利用者の要請に応じ

て施設サービス計画の変更を行います。

- (4) 事業者は、施設サービス計画を作成又は変更したときは、利用者に施設支援サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(入院期間中等の取扱い)

第5条 事業者は、利用者が医療機関に入院する必要がある場合等であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにします。

(退所時の援助)

第6条 事業者は、契約期間が終了し利用者が退所する際は、利用者の希望、利用者の退所後の環境等を考慮し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

- 2 事業者は、施設支援サービスの提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し、終了の旨を援護実施者（市町村）に連絡します。

(緊急時の援助)

第7条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

- 2 前1項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(守秘義務)

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業者は、第6条に定める利用者の円滑な退所のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。

(利用料金)

第9条 事業者は、第2条1項に定める支援費対象サービスに係る国の定める費用のうち、市町村から受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 利用者は、第2条1項に定めるサービスに係る費用のうち、市町村から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額を事業者に支払うものとします。

- 3 利用者は、第2条2項に定める食事の提供を受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の食費を事業者に支払うものとします。
- 4 利用者は、第2条3項に定めるサービスを受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 5 前項の他、利用者は、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。

(利用料金の支払方法等)

第10条 利用者は、第9条に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者へ領収書を発行します。
ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(利用料金の変更)

第11条 第2条1項に定めるサービスに係る国の定める費用に変更があった場合、事業者は当該利用者負担額を変更することができるものとします。

- 2 第9条4項及び第9条5項に定めるサービスについては、経済状況の著しい変化などのやむを得ない事由がある場合には、1ヶ月前までに利用者の同意を得た上で、利用料金を変更することができるものとします。

(契約の解約等)

第12条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がない場合。
 - (2) 利用者が医療機関へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又

は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

(3) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認める場合。

(4) 天災、災害その他やむを得ない事由により施設を利用させることができない場合。

3 利用者が契約期間満了以前に死亡した場合は、その時点をもって契約を終了することができるものとします。

(損害賠償)

第13条 事業者は、施設支援サービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所は、施設支援サービスの提供時に、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第14条 事業者は、利用者に対する施設支援サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事務所において、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、自身に関するサービスの記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第15条 利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した施設支援サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口へ苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。

2 事業者は、利用者又はその家族、後見人等が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(身元引受人)

第16条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように施設に協力すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に応じた適切な受け入

れ先確保に努めること。

(3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(その他)

第 17 条 この契約に定めない事項について疑義が生じたときは、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法その他の関係法令に従い、利用者、家族、後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

第 18 条 本契約書及び重要事項説明書に記載する支援費は、平成 18 年 10 月 1 日より自立支援給付費に読み替えるものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。

平成 年 月 日

利用者 住所 〒

氏名 印

利用者の保護者等

住所 〒

氏名 印

続柄

事業者 住所 〒

名称 印